

令和7年（わ）第1841号 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害被告事件

令和8年2月19日 千葉地方裁判所刑事第3部宣告

主 文

被告人を懲役2年に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和5年4月1日から令和6年9月30日までの間、銚子市都市整備課土木室土木工務班技師として、同市が発注する道路工事に関する設計等の職務に従事していたものであるが、

第1 銚子市が令和5年12月5日に執行した「市道1002号線舗装修繕工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、土木工事等を業とする株式会社Aに前記市道1002号線舗装修繕工事を落札させようと考え、同社の取締役として同社の業務全般を統括していたBと共謀の上、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同年11月24日頃、千葉県銚子市若宮町1番地の1銚子市役所4階都市整備課土木室等において、Bが持参した書面に、同入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費を記載するなどして、Bに対し、同直接工事費等を教示し、もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行うとともに、偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をし

第2 銚子市が令和6年7月17日に執行した「市道30197号線排水整備工事」

の事後審査型制限付一般競争入札に関し、株式会社A及び土木工事等を業とするC株式会社のいずれかに前記市道30197号線排水整備工事を落札させようと考え、同社の従業員として同社の営業、入札業務等に従事していたDと共謀の上、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同月8日頃、銚子市役所4階都市整備課土木室において、Dに対し、同入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等を記載したメモ紙を交付して、同直接工事費等を教示し、よって、同月16日、同社に、同直接工事費等から最低制限価格に近接した金額として算出した金額であり、実際の最低制限価格である3047万9000円（税抜き）に近接した3048万円（税抜き）で入札させた上、同月17日、同社に同工事を落札させ、もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行うとともに、偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をし

第3 銚子市が令和6年7月23日に執行した「市道1021号線舗装修繕工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、株式会社Aに前記市道1021号線舗装修繕工事を落札させようと考え、同社の代表取締役として同社の業務全般を統括していたBと共謀の上、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同月10日頃から同月12日頃までの間に、銚子市役所4階都市整備課土木室において、Bが持参した書面に、同入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等を記載して、Bに対し、同直接工事費等を教示し、よって、同月22日、同社に、同直接工事費等から最低制限価格として算出した金額であり、実際の最低制限価格と同額である1327万4000円（税抜き）で入札させ、もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行うとともに、偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

(量刑の理由)

被告人は、建設業者の役職員から、入札の最低制限価格の算定根拠となる直接工事費等の額の教示を求められると、建設業者との関係を維持することなどを理由としてこれに応じた。安易かつ軽率な動機により、適正な入札を行う職務に反し、入札の公正を害すべき行為をしており、厳しい非難に値する。

なお、弁護人は、被告人の勤務していた部署は、所定の方法によらずに建設業者に情報を開示することを許容する環境にあり、そのことが本件の一因となった旨指摘する。しかし、被告人が本件各犯行に及んだのは自らの判断によるものであるから、弁護人指摘の点は酌むべき事情に当たらない。

本件各犯行を主導したのは共犯者であるといっても、被告人は入札に関する秘密を教示するという本件各犯行に不可欠で重要な役割を果たしている。

本件各犯行のうち2件では、情報を教示した相手である建設業者により、最低制限価格と同額又は極めて近接する価格で落札されており、現に指名競争入札の公正さが害されている。

以上によれば、被告人の刑事責任を軽視することはできない。

他方、被告人は捜査公判を通じて事実をいずれも認めて反省の態度を示していること、情状証人として出廷した妻が被告人の更生に協力する旨述べていること、前科のないことなど被告人のために酌むべき事情も認められるから、被告人に対しては、社会内で更生する機会を与えることにした。

(求刑 懲役2年)

令和8年2月19日

千葉地方裁判所刑事第3部

裁判官 東 尾 和 幸